

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一～六十五 (略) 六十六 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>六十七 (略)</p> <p>六十八～七十五 (略)</p> <p>七十六 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>七十七 (略)</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一～六十五 (略)</p> <p>六十六 一―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>六十七 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類</p> <p>六十八 二―〔(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ)メチル〕フェノール及びその塩類</p> <p>六十九～七十六 (略)</p> <p>七十七 二―〔二―(シクロヘキシルメチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド〕―三―メチルブタン酸及びその塩類</p> <p>七十八 三・四―ジクロロ―N―〔一―(ジメチルアミノ)シクロヘキシル〕メチル―ベンズアミド及びその塩類</p> <p>七十九 一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン及</p>

七十八〜百四十六 (略)

(削除)

百四十八 (略)

百四十九〜二百七 (略)

(削除)

二百九 (略)

二百十〜二百十六 (略)

びその塩類

八十〜百四十八 (略)

百四十九 ニー(四ーブロモー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(ニーフルオロベンジル) エタンアミン及びその塩類

百五十 ニー(四ーブロモー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(ニーマトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

百五十一 ー(八ーブロモベンゾ「一・二ーb・四・五ーb'」ジフランー四ーイル) プロパンー二ーアミン及びその塩類

百五十二〜二百十 (略)

二百十一 ニー(四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(三・四ーメチレンジオキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

二百十二 ニー(四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(ニーマトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

二百十三 (ニーヨードー五ーニトロフェニル)ー(ニー「一ーメチルピペリジンーニーイル」メチル)ー「Hーインドルー三ーイル」メタン及びその塩類

二百十四〜二百二十 (略)